

韓国知的財産ニュース 2023 年 7 月後期

(No. 491)

発行年月日：2023 年 8 月 4 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123294）
- 1-2 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123352）
- 1-3 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123388）
- 1-4 【法案提出】知識財産基本法の一部改正法律案（議案番号：2123442）
- 1-5 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123514）
- 1-6 韓国特許庁、特許手数料体系の大幅な改編を施行する

関係機関の動き

- 2-1 「2023 女性発明王 EXPO」が開催される
- 2-2 2026 年、忠清北道の忠州市に第 2 号広域発明教育支援センターを設置する
- 2-3 「2023 女性発明王エキスポ」閉幕
- 2-4 韓国特許庁、「人工知能は発明者になれるのか」の国民意見を収集
- 2-5 韓国特許庁、知的財産犯罪捜査・行政調査専担組織発足 2 周年記念式を開催
- 2-6 韓国特許庁・KOSDAQ 協会、知的財産経営の強化に向けた業務提携を締結

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、中国と東南亜における韓国商標冒認出願現況の分析結果を発表

その他一般

- 5-1 上半期における韓国内特許出願約 10.7 万件、前年同期比 4.1%増

法律、制度関連

1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123294）

議案情報システム（2023. 7. 17.）

議案番号：2123294

提案日：2023年7月17日

提案者：ユン・グァンソク議員（無所属）外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、産業技術を保護するために産業技術の流出及び侵害行為（以下「産業技術侵害行為」という。）の禁止とそれに対する罰則規定を設けて産業技術侵害行為の類型を並べ、産業技術を海外で使用するか使用させる目的で当該侵害行為をした者に対する罰則を規定している。

ところが、半導体・二次電池のような国家コア技術を含む産業技術分野において技術的優位を先取りするための国と国の競争が激しくなっている中、産業技術の流出のような国全体として重大な事案が国会の監視と統制を受けないのは問題があるため、海外流出の現況や事実関係、勧告事項等を国会に提出させ、産業技術を保護するために産業技術の海外流出に対する処罰を現在より一層強化すべきだとの指摘がある。

したがって、産業通商資源部長官に産業技術の海外流出の現況等を国会に提出させるようにし、目的犯として規定されている国家コア技術及び産業技術の流出犯罪を故意犯に変更して処罰を強化することにより、産業技術を保護し、韓国産業の競争力強化を図ろうとするものである（案第17条の2新設、第36条第1項及び第2項）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第17条の2を次のように新設する。

第17条の2（国会報告）産業通商資源部長官は、大統領令に定めるところにより、産業技

術の海外流出の現況や事実関係、勧告事項等を毎年通常国会の開会前までに国会の所管常任委員会に提出しなければならない。

第36条第1項前段中「使用させる目的で」を「海外で使用されることを知りながらも」に改め、同条第2項中「使用させる目的で」を「海外で使用されることを知りながらも」に改める。

附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

1-2 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123352）

議案情報システム（2023.7.19.）

議案番号：2123352

提案日：2023年7月19日

提案者：キム・ソンウォン議員（国民の力）外10人

提案理由及び主要内容

現行法上、人工知能（AI）の学習用データのうち秘密として管理されていないデータは限定提供データとして保護されているが、秘密として管理されているデータの場合、非公開状態にあつてから公知される場合は公知されたため営業秘密として保護されないと同時に秘密として管理されていたことから限定提供データとしても保護されないという保護の死角が発生している。

また、公知されている情報を加工して作った人工知能の学習用データセットを秘密として管理している場合は、当該データセットに対する不正使用行為を保護できる根拠が足りず、かえって秘密として管理されているデータがどの制度によっても保護されなくなつて、制度的平衡性が欠如するとの指摘がある。

したがって、秘密管理性又は非公開性のような不確実な概念を使用しないことにより、秘密として管理されているデータに対する保護の死角を解消し、データ取引の公正性と安定性を確保することにより、データ産業の活性化及び価値創出の最大化に貢献しようとする（案第2条）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号ル目中「蓄積・管理されており、秘密として管理されていない」を「蓄積・管理される」に改める。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-3 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123388）

議案情報システム（2023.7.21.）

議案番号：2123388

提案日：2023年7月21日

提案者：クオン・ミョンホ議員（国民の力）外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、韓国内に広く知られている他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他他人の商品であることを表示している標識と同一・類似のものを使用するかそれらを使用した商品を販売・配布又は輸入・輸出して他人の商品と混同させる行為等を不正競争行為として規定し、特許庁長はその違反行為をした者に対しその行為を中止するか標識を除去又は廃棄すること等その是正に必要な勧告ができるように規定している。

ところが、最近、オフラインだけでなくオンライン上でも模倣品の流通取引が盛んに行われている中、特許庁の調査によると、2019年から2022年8月までオンライン市場で売られた模倣品が41万点を超えるということがわかり、そのうち大多数の模倣品は NAVER、coupang、11STREET、Gマーケット、Auction、TMON、Wemakeprice 等韓国の巨大プラットフォームが運営するオープンマーケットで取引されたことが明らかになった。

このように、オープンマーケットにおける模倣品の販売はあからさまな不正競争行為として、企業や製品が数十年間築いてきたブランドのアイデンティティを失わせ、消費者の信頼を崩して中小零細業者を倒産の危機に陥れかねないにもかかわらず、巨大プラットフォームは模倣品の販売を予防し根絶するための取り組みに控えめな態度を取っている。

さらに、消費者は取引するオンラインプラットフォームの認知度と信頼度を信じて模倣品を真正品と思って購入しているが、オンラインプラットフォームは消費者の知る権利と権利保護にその責任を果たしていないとの批判の声が高い状況である。

したがって、オンラインプラットフォームの責任を明示することにより、電子商取引にお

いて模倣品の販売のような不正競争行為が発生しているか否か確認する持続的なモニタリングと通報の責任を課し、不正競争行為として認められる場合、当該商品の販売中止及び販売者アカウントの永久削除等の措置を取るようにすることで、模倣品の販売を根絶やしにし、消費者と企業を保護しようとするものである（第16条の2及び第20条第2項新設等）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「限る」を「限る。以下この条及び第16条の2において同じ。」に改める。

第16条の2を次のように新設する。

第16条の2（通信販売仲介業者の責任等）①「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第20条による通信販売仲介業者（以下「通信販売仲介業者」という。）は、自ら運営するサイバーモール（コンピューター等と情報通信設備を利用して財貨を取引できるように設定されている仮想の営業場をいう）における不正競争行為の予防及び根絶のために次の各号の措置を取らなければならない。

1. 不正競争行為が発生しているか否か確認する常時のモニタリング及び関連システムの構築
2. 不正競争行為が疑われる通信販売の仲介を依頼した者（以下「通信販売仲介依頼者」という。）の商品販売及びアカウント使用の一時的な停止
- ②通信販売仲介業者が第1項第2号による措置を取った場合は、それを大統領令に定めるところに従って特許庁長に知らせなければならない。
- ③特許庁長は、第2項による通知により不正競争行為の有無を調査し、不正競争行為が認められる場合、通信販売仲介業者に当該商品の販売中止及び通信販売仲介依頼者のアカウント削除等、必要な措置を要請することができる。
- ④通信販売仲介業者は、第3項による勧告を受けた場合、通信販売仲介依頼者の商品の販売中止及びアカウント削除等の必要な措置を取り、履行内容を報告しなければならない。
- ⑤特許庁長は、消費者の権益を保護し、消費者の信頼性を確保するために、電子商取引において不正競争行為が発生しないよう通信販売仲介業者及び販売事業者団体が自主的に行動規範を制定することを勧めることができる。

第20条第2項を第3項とし、同条に第2項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）中「第1項」を「第1項及び第2項」とする。

- ②第16条の2第1項に違反して電子商取引において不正競争行為の予防及び根絶措置を

しなかった通信販売仲介業者には、1千万ウォン以下の過料を科する。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（通信販売仲介業者の責任に関する経過措置） この法律の施行当時に通信販売仲介業を行っている者は、この法律の施行後6か月以内に第16条の2第1項の改正規定による措置を取らなければならない。

1 - 4 【法案提出】 知識財産基本法の一部改正法律案（議案番号：2123442）

議案情報システム（2023.7.26.）

議案番号：2123442

提案日：2023年7月26日

提案者：パク・ジン議員（国民の力）外10人

提案理由及び主要内容

第四次産業革命の拡大により知識・情報・技術等知的財産の重要性が増すに伴って知的財産に対する価値評価も重要になっている。

現行法は、知的財産分野の基本法として政府が知的財産の価値評価を活性化するために関連人材を育成するよう規定しているが、価値評価専門人材の活用案及び知的財産の評価能力強化と評価の活性化に向けた支援の根拠を設けていない。

ところが、基本法は、国の政策・制度の目標・方向性等を提示し、それを基に他法律の指針としての役割を担う法律であるため、政府に対し価値評価と関連する施策の推進を促せるよう価値評価専門人材の育成及び活用等のための規定を設ける必要がある。

したがって、政府が価値評価専門人材の育成及び活用案を作成し、それと関連する知的財産の評価能力強化と評価の活性化に向けた支援等、必要な措置を取るようしよとするものである（案第34条第3項新設等）。

法律第 号

知識財産基本法の一部改正法律案

知識財産基本法の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「人材」を「人材（以下「価値評価専門人材」という。）」に改める。

第34条第3項及び第4項をそれぞれ第4項及び第5項とし、同条に第3項を次のように新設す

る。

③政府は、価値評価専門人材の育成及び活用の案を作成し、それと関連する知的財産の評価能力強化と評価の活性化に向けた支援等、必要な措置を取らなければならない。

附 則

この法律は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。

1 - 5 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123514）

議案情報システム（2023. 7. 27.）

議案番号：2123514

提案日：2023年7月27日

提案者：アン・チョルス議員（国民の力）外11人

提案理由

現行法は、産業技術を保護するために産業技術の流出・侵害行為（以下「産業技術侵害行為」という。）の差止めと秘密保持義務に対する規定を設けて産業技術侵害行為の類型を列挙し、企業・研究機関のような対象機関の従業員等は職務上知り得た秘密を漏洩するか盗用してはならないと規定している。

ところが、最近、技術覇権時代における産業技術に対する保護の必要性が増しているにもかかわらず、産業技術を流出させる犯罪は継続している。国家コア技術を有しているにもかかわらず、対象機関が国家コア技術の判定を受けていないか意図的に回避する場合、それを国家コア技術として判定してもらえるようにする法的根拠がないことから、国家コア技術及び保有機関の管理にも空白が発生している。

現在より産業技術の保護を強化するには、産業通商資源部長官は、国家コア技術の流出が懸念される場合、関連機関に実態調査を実施できるようにし、産業技術の海外流出の現況を国会に報告させる必要がある。また、最終判決の前であっても産業技術侵害行為により得た財産を差し押さえられるようにし、産業技術侵害行為と関連する内部告発者への免責規程を置かせる。

したがって、現在より強化された産業技術の不正流出防止案を設けるとともに、産業技術を保護する措置を取ることで、韓国産業の競争力を強化して国民経済の発展に貢献しようとするものである。

主要内容

- イ. 産業通商資源部長官が対象機関に対し、当該機関が有している技術が国家コア技術に該当しているか否かに対する判定を申請するよう通知できるようにする根拠規定を設ける（案第9条の2新設）。
- ロ. 国家コア技術の保有機関を登録・管理できる根拠規定を設ける（案第9条の3新設）。
- ハ. 法院は、産業技術侵害行為の差止めを請求する訴えが提起された場合、原告の申請により、臨時に産業技術侵害行為によってつくられた物の差押えを命じることができるようにする（案第14条の2第4項新設）。
- ニ. 侵害の通報があった場合、産業通商資源部長官が検討し、流出が懸念される場合、侵害の通報と関連する機関に対して実態調査ができるようにする（案第17条第3項新設）。
- ホ. 産業通商資源部長官に対し、産業技術の海外流出の現況を国会に報告させる（案第17条の2新設）。
- ヘ. 秘密保持義務がある者は、法律に定めている場合、関連行政機関又は法院に行った秘密保持義務の違反に関し、民事上又は刑事上の責任を負わないようにする（案第34条第2項新設）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第9条第6項を削除する。第9条の2を第9条の4とし、第9条の2及び第9条の3をそれぞれ次のように新設する。

第9条の2（国家コア技術当否の判定等）①企業・研究機関・専門機関・大学等（以下「企業等」という。）は、有している技術が国家コア技術に該当しているか否かに対する判定を産業通商資源部長官に申請できる。

②産業通商資源部長官は、第13条、第15条及び第17条により、企業等が国家コア技術を有しているものと判断する場合、職権により、当該機関に第1項の規定による判定を申請するよう通知することができる。

③第2項による通知を受け取った企業等の長は、通知を受け取った日から30日以内に判定申請書類を提出しなければならない。ただし、正当な理由がある場合は、事前に協議して30日の範囲内で期限を延長することができる。

④産業通商資源部長官は、第1項及び第2項の規定による判定と関連して分野別専門委員会に検討させることができ、関連中央行政機関の長又は判定申請機関の長に資料提出等の必要な協力を要請することができる。この場合、関連中央行政機関の長及び判定申請機関の長は、正当な理由がなければ、これに従わなければならない。

⑤第1項による判定申請の方法及び手続、第2項による判定申請通知の方法及び手続に

必要な事項は、大統領令に定める。

第9条の3（国家コア技術保有機関の登録等）①企業等は、次の各号のいずれかに該当する理由が発生した日から30日以内に国家コア技術関連事項の登録を産業通商資源部長官に申請しなければならない。登録した内容を変更しようとする場合も、同様である。

1. 第9条の2により国家コア技術当否の判定を申請し、国家コア技術に該当するとの判定を受けた場合
2. 「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」第11条第5項及び第6項により、国家先端戦略技術に該当するとの判定を受けた場合
3. 従来の対象機関から国家コア技術を移転され、国家コア技術に対する実質的な権利を持つようになった場合

②第1項に従って登録した国家コア技術を有している対象機関は、次の各号のいずれかに該当する場合、その理由を知った日から30日以内に登録抹消を産業通商資源部長官に申請することができる。

1. 第9条第3項により国家コア技術の指定が解除された場合
2. 第11条による国家コア技術の輸出及び第11条の2による海外買収・合併等により国家コア技術を移転し、国家コア技術に対する権利・資料・情報を有しなくなった場合
3. 対象機関が国内法人・企業等に国家コア技術を移転する等、国家コア技術に対して実質的な権利を持たなくなった場合

③産業通商資源部長官は、第1項の規定による登録及び第2項の規定による登録抹消と関連して分野別専門委員会に検討させることができ、関連中央行政機関の長又は対象機関の長に資料提出等の必要な協力を要請することができる。この場合、関連中央行政機関の長又は対象機関の長は、正当な理由がなければ、これに従わなければならない。

④第1項による登録の方法及び手続、第2項による登録抹消の方法及び手続に関して必要な事項は、大統領令に定める。

第14条の2に第4項を次のように新設する。

④法院は、第1項による産業技術侵害行為の差止めを請求する訴えが提起された場合、原告の申請により、臨時に産業技術侵害行為によってつくられた物の差押えを命じることができる。

第17条第3項を第4項とし、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官は、第15条第1項による侵害の通報がある場合、関連内容を検討し、検討の結果、国家コア技術の流出が懸念される場合、侵害の通報と関連する機関に対して実態調査を実施することができる。

第17条の2を次のように新設する。

第17条の2（国会報告）①産業通商資源部長官は、産業技術と関連する海外流出の現況を毎年通常国会の開会前までに国会所管常任委員会に提出しなければならない。

②産業通商資源部長官は、第1項による国家コア技術等の産業技術の海外流出における現況及び事実関係を国会に提出するために、国家コア技術等の産業技術の海外流出事件における起訴及び判決の現況を法務部長官に要請することができる。この場合、法務部長官は、正当な理由がなければ、これに従わなければならない。

第34条見出し以外の部分を第1項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②第1項による秘密保持義務がある者は、次の各号のいずれかに該当する理由により秘密保持義務を遵守しなかった場合、同項にもかかわらず、民事上又は刑事上の責任を負わない。

1. 秘密を保持した状態で第15条第1項による侵害の通報を産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長に直接行う場合
2. 産業技術の流出及び侵害と関連する裁判における非公開陳述

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（差押え等に関する適用例） ①第14条の2の改正規定は、この法律の施行後に産業技術侵害行為の差止めを請求する訴えが提起された場合から適用する。

②第34条の改正規定は、この法律の施行後に産業技術の流出及び侵害行為をしたかしようとする事実を職務上知り得た場合から適用する。

1-6 韓国特許庁、特許手数料体系の大幅な改編を施行する

韓国特許庁（2023. 7. 27.）

特許登録料を一括 10%引き下げる！

韓国特許庁は7月27日、物価高・高金利時代に企業の経済的負担を緩和し、技術のイノベーションを促すための特許登録料の引き下げを含む改正「特許料等の徴収規則」を8月1日から公布・施行すると発表した。

【特許登録料（1～20年）の一括 10%引き下げ】

特許手数料のうち発明者および企業にとって最も負担が大きい特許登録料※を20年ぶりに一括 10%引き下げ、経済的負担を緩和する。これまで、社会的・経済的弱者である個人・中小企業などに限り特許登録料の一部を減免するさまざまな政策を継続して推進してきたが、今回の一括引き下げにより、発明者と企業など経済主体すべてに恩恵が与えられる。これに伴い、企業などは年間約400億ウォンの特許登録料を軽減され、それを特許の保有

件数の増加と保有期間の延長に投資し、技術のイノベーションに一層まい進できるようになるものと期待される。

※特許を初めて登録するか（設定登録料）、登録済みの権利を引き続き維持しようとする（年次登録料）際に支払わなければならない手数料

【商標手数料の引き下げなど、小規模事業者支援政策の強化】

小規模事業者・自営業者などに対する経済的支援を強化するため、商標出願・登録段階の手数を1類当たり1万ウォン引き下げる※。

※（現行）出願：6.2万ウォン、設定登録：21.1万ウォン、更新登録：31.0万ウォン

（改正）出願：5.2万ウォン、設定登録：20.1万ウォン、更新登録：30.0万ウォン

加えて、実際に使用していない商標・商品を登録し、真の事業者の権利取得および商標選択範囲を制限する問題を解決するため、基本指定商品の数を20個から10個に縮小※する。また、特許・商標・実用新案・デザインの移転登録料のうち商標は11万3千ウォンから65%、特許は5万3千ウォンから25%それぞれ引き下げられ、実用新案・デザインの移転登録料（4万ウォン）と同一金額となる。

※（現行）1類当たり指定商品数20個を超えた場合、1個当たり2,000ウォンの加算金を課する

（改正）1類当たり指定商品数が10個を超えた場合、1個当たり2,000ウォンの加算金を課する

【高品質権利の創出および審査競争力の強化】

高品質な知的財産権の創出を誘導し、過剰な特許・商標出願の濫用を防止することで審査の効率を高める措置も施行される。

特許分割出願制度の趣旨を超えて、単に出願状態の継続および審査処理遅延の手段などに濫用される副作用を解決するため、欧州特許庁の事例に鑑みて累進的加算料※を課する。

※（現行）分割出願1件ごとに分割出願回数を問わず出願料に当たる金額

（改正）1回（出願料の1倍）→2回（2倍）→3回（3倍）→4回（4倍）→5回以上（5倍）

韓国は、海外主要国に比べて手数料100%免除対象者と免除件数を幅広く認めているが、これは質の悪い出願による審査負担につながりかねないため、年間の権利別免除件数を現在の10件から5件に引き下げる。

さらに、欧州連合、米国、中国、日本等の海外主要国に比べて格段に低く定められている
※特許審査請求料を一定部分実情に合わせる※※ことで、過剰な特許出願の濫用を防止する。

※特許審査請求料の改正前・後の金額比較

(現行) 基本料：143,000 ウォン、加算料：請求項 1 項当たり 44,000 ウォン

(改正) 基本料：166,000 ウォン、加算料：請求項 1 項当たり 51,000 ウォン

※※主要国の特許出願・審査請求料 (平均請求項 10.7 個)：欧州連合 255 万ウォン、米国 524 万ウォン、中国 191 万ウォン、日本 203 万ウォン、韓国 76 万ウォン

特許庁長は、「特許登録料の引き下げが企業の特許登録と維持費用の負担を軽減して技術のイノベーションを促し、市場での競争力を強化する上で役立つことを期待する。これからも世界最高の特許行政サービスを提供するために最善を尽くしていきたい」と述べた。

関係機関の動き

2-1 「2023 女性発明王 EXPO」が開催される

韓国特許庁 (2023. 7. 18.)

世界中女性発明品体験の場へようこそ！

世界中の女性発明品が一堂で見られる唯一の展示会「2023 女性発明王エキスポ (以下「エキスポ」)」が 7 月 20 日木曜日から 22 日土曜日まで KINTEX で開かれる。

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する本エキスポは、特許やデザイン等の知的財産権を出願したか登録を受けた女性発明者の優れた発明品が一堂に会するイベントで、「第 16 回大韓民国世界女性発明大会」と「第 23 回女性発明品エキスポ」が同時に開かれる。

「第 16 回大韓民国世界女性発明大会」は、19 か国約 370 点の女性発明品を対象に、イベント初日に現場審査を行う。最終日 (7 月 22 日) に行われる授賞式を通じて大賞 (グランプリ)、金・銀・銅賞、国内外関連機関の特別賞などを授与する。

「第 23 回女性発明品エキスポ」には、女性発明企業 113 社の優秀な発明品が展示される。展示場は生活 (リビング) & 室内装飾 (インテリア)、化粧品 (ビューティー) & ファッション、教育&情報技術 (IT)、健康&医療機器などのテーマ別に構成され、発明品を体験し、購入できる。

女性発明品エキスポへの参加企業のうち 20 社を対象に NAVER ショッピングライブ（7 月 20 日～21 日）を通じたライブコマースを行い、流通商談会を通じて女性発明品の販路拡大に向けた商品企画家（MD）招待商談も支援する。

7 月 21 日金曜日には、国際知的財産フォーラムが開かれる。女性 IP（知的財産）リーダーの成功事例、発明品のグローバル市場進出方法、女性 IP 企業の成長に向けた WIPO（国際知的所有権機関）の支援制度などをテーマにクーパン、韓国 MD 協会、WIPO の専門家が講演者として参加し、知的財産権を有している女性の成長を後押しする。

【2023 女性発明王エキスポの主な発明品】

氏名	特徴	
チャン・ヒョンシル		非常電源付きの道路交通安全施設 火災事故の際にトンネルへの進入を防ぐ施設として、ウォータースクリーンに文字情報が投映され、車両の進入をとことん防ぐ
オク・スジョン		オールインワンミスティックキット 下地、リップ、アイメイクなどメイクアップ製品と道具がキット一つに揃っているポケットサイズの便利な製品
イ・イエリン		ソウルパレット 下描きができている画用紙と絵の具、ブラシ、イーゼル機能のハードカバーが絵はがきの形で付いている水彩画キット
ユン・ジヒョン		スマートドアウォッチ 住居侵入の発生時に指定されている連絡先にアラートを上げる AIoT デバイスとして、玄関ドアに手軽に付ける製品

特許庁長は、「『女性発明王エキスポ』は、女性発明品の優秀性を一堂で体験できる世界唯一の展示会だ」とし、「知的財産を基盤とした女性企業家の成長事例が国民に広く知られることを期待する」と述べた。

一方、エキスポは、誰でも無料で観覧することができ、事前登録後に展示場に訪問すれば、景品応募の特典が与えられる。事前登録は、「2023 女性発明王エキスポウェブサイト（www.kiwie.or.kr）」から申し込むことができる。

2-2 2026年、忠清北道の忠州市に第2号広域発明教育支援センターを設置する

韓国特許庁（2023.7.19.）

韓国特許庁・忠北教育庁、未来創意人材の育成に向けて手を組む！

韓国特許庁と忠清北道教育庁は、未来創意人材の育成に向けて協力し、忠清北道忠州市に韓国最大規模の広域発明教育支援センターを設置する。2022年3月に開館し、高い好評※を得ている慶尚北道慶州市の第1号広域発明教育支援センターに続き、中部圏域の新しい発明教育拠点が生産するものと期待される。

※2022年3月の開館以来、約1年4か月で来館者数21万人突破

特許庁は、7月19日水曜日午前11時、政府大田庁舎で忠清北道教育庁（以下「忠北教育庁」）と中部圏広域発明教育支援センターの設置・運営に向けた業務提携を締結すると発表した。広域発明教育支援センターは、地域発明教育の中核的な役割を果たす総合発明教育施設として、生徒向けに体験・深化発明教育を提供し、地域発明教育を総括するとともに、地域に発明文化を広める役割を果たす。

忠北教育庁は、忠州市弾琴公園の敷地にある世界武術博物館をリニューアルして体験館に造成し、追加で教育館を新築して延べ面積11,225㎡に及ぶ韓国最大規模の広域発明教育支援センターを2026年開館する予定である。多様な観光資源と連携した発明教育コンテンツを開発し、周辺の教育施設と連携して弾琴公園全域を「未来教育創意融合発明特区」に造成する計画である。特許庁は、発明教育の専門性を活用して体験・深化コンテンツの開発および設立・構築のための予算や人材などを支援する予定である。

特許庁長は、「中部圏広域発明教育支援センターは、地元の青少年、教員、住民にとって発明教育の機会を拡大し、発明文化を広める重要な役割を果たすことになるだろう」とし、「より多くの生徒が発明・創意教育を通じて未来に向けた創意人材として成長できるよう、忠北教育庁と積極的に協力していきたい」と述べた。

2-3 「2023女性発明王エキスポ」閉幕

韓国特許庁（2023.7.24.）

自然発酵技術を活用して「ヴィーガンチョコレート」を作った
チャン・グムジャ代表、今年的女性発明王に選定！

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2023 女性発明王エキスポ」（大韓民国世界女性発明大会および女性発明品エキスポ）が7月22日土曜日の授賞式で3日間の旅程を終えた。

情熱とチャレンジ精神に満ちた世界中の女性発明者の祭りである今回の「女性発明王エキスポ」には、19か国約330人が参加し、発明品の展示・広報、授賞のために現場審査を受けた。

第16回大韓民国世界女性発明大会には、国内外の女性発明品計354点が出品された中、チャン・グムジャ代表が「カカオの発酵糖漬けを活用した自然発酵カカオとチョコレート」で栄誉の大賞（グランプリ）を受賞した。

チャン代表は、韓国人の口に合うチョコレートを開発して作った発明品をもとに、桃や黒ごまなど韓国産農産物を混ぜた製品とヴィーガンのための多様な製品を創り出した。準優勝（セミグランプリ）は、チャン・ヒョンシルさんの非常電源付き道路交通安全施設物、イム・ウンチェさんの総合思考力学習コンテンツを保存した保存媒体である総合思考力学習システムおよび総合思考力学習方法、ホ・ヒェスクさんの弾性チューブに洗浄水の繰り返し注入機能が付いている洗浄水詰め替え用衛生ビデ、Dina Saif AL-Mshhari さん（イエメン）の地雷探知のための S. A-SAIF、Razan Alkalbani さん（オマーン）の X 線吸収塗料が受賞した。

一方、大賞を受賞したチャン・グムジャ代表は、「今回の受賞で韓国デザートの大賞ブランドになるための足掛かりが設けられた」とし、「代表製品であるヴィーガンチョコレートで日増しに成長しているヴィーガン市場をリードする企業になりたい」と述べた。

2-4 韓国特許庁、「人工知能は発明者になれるのか」の国民意見を収集

韓国特許庁（2023.7.25.）

ウェブサイトで「AI 発明者」に関するアンケート調査を実施

韓国特許庁は、7月24日、人工知能が発明者として認められるのか否か、また、人工知能による発明が認められた場合、現行の特許法でどのような部分を改正する必要があるかについて、専門家を含む国民の意見を収集するために、9月30日まで国民向けアンケート調査を実施すると発表した。

そのために、特許庁はウェブサイト (www.kipo.go.kr) に「人工知能と発明」というコーナーを開設し、国民向けアンケート調査とこれまで国内外で議論されてきた「人工知能発明者の認定をめぐる議論」に対する情報を提供している。アンケートは、特許庁のウェブサイトからアンケートファイルを作成し、特許庁特許制度課宛に E メールで送ることで参加できる。

※dk0134@korea.kr (特許庁特許制度課のミョン・デグン書記官、042-481-5736)

加えて、行政安全部が運営している「全国民疎通」ウェブサイト (www.sotong.go.kr) からは、別途のファイルを提出することなく、質問ごとの回答にチェックすることで簡単にアンケートに参加できる。

特許庁の特許審査企画局長は、「日米欧中韓特許五庁長官会合 (IP5) および世界知的所有権機関 (WIPO) でも人工知能発明者の認定をめぐる議論が続いている」とし、「アンケートから募集された国民の意見を基に韓国の立場を決め、国際社会で人工知能発明者の認定をめぐる議論への対応を主導していきたい」と述べた。

2-5 韓国特許庁、知的財産犯罪捜査・行政調査専担組織発足 2 周年記念式を開催

韓国特許庁 (2023. 7. 26.)

技術流出から模倣品・不正競争行為まで、知的財産犯罪を根絶する！

韓国特許庁の知的財産犯罪捜査および行政調査専担組織である技術警察課、商標警察課、不正競争調査チームが 7 月 27 日で発足 2 周年を迎える。

特許庁は、7 月 27 日午後 3 時、特許庁長をはじめとする技術警察課、商標警察課、不正競争調査チームの捜査・調査官等約 50 人が参加する中、発足 2 周年の記念式を開催すると発表した。

特許庁は、2021 年 7 月、国の産業競争力の中枢をなす主要技術の流出と知的財産侵害および不正競争行為を防ぐための捜査・調査専担組織を新設した。それに伴い、従来の産業財産調査課を専門分野別に技術警察課、商標警察課、不正競争調査チームに拡大・再編し、捜査・調査人員を 47 人から 58 人に増員した。

これらの専担組織は、発足後 2 年間、知的財産侵害関係の通報件数 13, 410 のうち、1, 689 人を刑事立件し、256 件の行政調査を実施した。

技術警察課は、技術犯罪の迅速・正確な捜査を通じて知的財産侵害に積極的に対応した結果、760人を刑事立件し、「半導体関連国家コア技術の海外流出事犯」組織の一味6人を拘束・起訴するなど、技術犯罪捜査専担組織として位置付けられた。

商標警察課は、模倣品の取り締まりのためにオンラインおよびオフライン市場に対する全方位的な捜査を実施した結果、929人を刑事立件し、模倣品約45万点(真製品価額840.9億ウォン相当)を押収するなどの成果を上げた。国民の安全と健康を脅かす模倣品の販売者や模倣品の製造・大量流通業者などを対象に企画捜査を拡大・強化している。

不正競争調査チームは、韓国内に広く知られている他人の商標・商号などを不正に使用するなどの不正競争行為に対して行政調査を行った。特に、2022年の不正競争行為の通報件数は計152件で、2017年の調査・是正勧告制度の施行以来、過去最多を記録した。

特許庁長は、「発足後2年でこれら3つの部署が知能化・高度化している知的財産犯罪行為の捜査・調査を主導することになったのは、特許庁の捜査・調査官の実力と専門性によるものだと思う。これからも迅速かつ実効性のある被害救済のため、制度の改善に継続して取り組んでいきたい」と述べた。

2-6 韓国特許庁・KOSDAQ協会、知的財産経営の強化に向けた業務提携を締結

韓国特許庁 (2023. 7. 26.)

KOSDAQ 上場企業の知的財産経営をサポートする

韓国特許庁とKOSDAQ協会は、7月26日水曜日10時、KOSDAQ協会(ソウル)でKOSDAQ上場企業の知的財産経営を強化するために業務提携を締結した。

今回の業務提携は、画期的な技術をベースとした企業が多数存在するにもかかわらず、知的財産経営に対する意識不足により困難に直面しているKOSDAQ上場企業をサポートするために設けられた。

特許庁は、企業向けに知的財産の創出・活用・保護の段階別支援事業を運営し、知財権ベースの研究開発戦略(IP-R&D)、優秀公共技術の技術移転、知財権の価値評価に基づく金融支援、営業秘密の保護など、KOSDAQ上場企業の知的財産経営に必要な相談サービスを提供する。KOSDAQ協会は、KOSDAQ上場企業のCEOや従業員向けに知的財産に関する教育を提供する予定である。

特許庁長は、「特許庁は、企業は必要とする支援事業を運営しているが、実際の現場の状況を十分に把握できていないところもある」とし、「今回の業務提携を機に、KOSDAQ 上場企業が知的財産の重要性を意識し、知的財産金融など知的財産ベースの経営を通じてグローバル企業へと成長できるようサポートしていきたい」と述べた。

KOSDAQ 協会長は、「今日の特許庁との協力は、技術イノベーションの象徴である KOSDAQ 上場企業が韓国の次世代経済エンジンとして成長する上で欠かせないものだ」とし、「これからも両機関による体系的で専門的な知的財産経営支援を通じて KOSDAQ 上場企業の技術競争力の強化につながることを期待する」と語った。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、中国と東南亜における韓国商標冒認出願現況の分析結果を発表

韓国特許庁（2023. 7. 24.）

韓国商標に対する海外冒認出願、化粧品・電子機器・衣類分野で最多

韓国特許庁は、中国と東南アジア（ベトナム、タイ、インドネシア）地域でこの 4 年間（2019～2022）発生した韓国企業の海外冒認出願情報収集※資料※※の分析結果を 7 月 23 日発表した。

※調査期間中、当該国に出願された商標の全数調査を行い、韓国に出願・登録された商標と比較・分析する

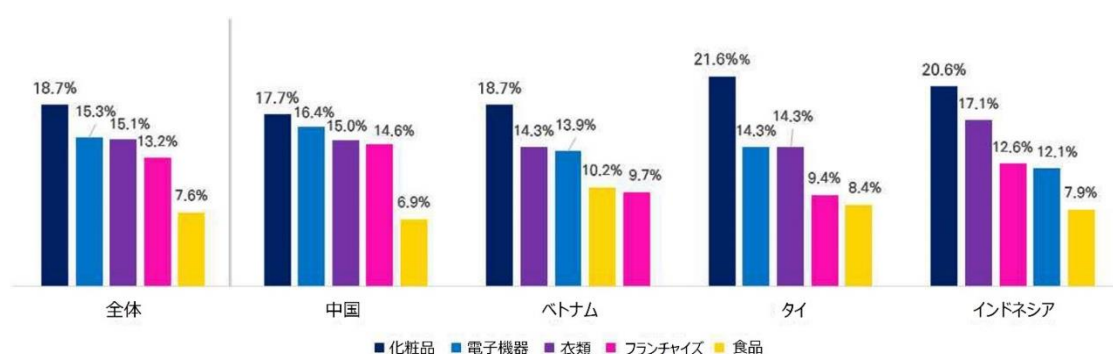
※※中国・ベトナム（2019）、タイ（2020）、インドネシア（2021）の商標冒認出願情報収集資料 15,692 件を分析する

最近、海外で外国企業などが韓国商標を冒認出願し、韓国企業に商標紛争や模倣品流通などの被害を与えることが発生している。韓国商標に対する海外での商標冒認出願の分析は、韓国の輸出企業が海外で商標冒認出願により経験する商標紛争や模倣品などの困難を事前に予防し備える上で役立つために実施された。今回の分析結果、化粧品、電子機器、衣類などの分野を中心に韓国企業の高品質イメージに便乗するため商標を冒認出願するケースが多いことがわかり、当該業種企業の格別な注意が必要だと分析された。

【海外における商標冒認出願被害頻発業種】

まず、韓国企業は、化粧品（18.7%）、電子機器（15.3%）、衣類（15.1%）、フランチャイズ（13.2%）、食品（7.6%）等 5 大業種の海外での商標冒認出願被害が大きいことがわかった。最近、韓国コンテンツなど韓流ブームに伴って韓国企業の商標の認知度が上昇するにつれ、海外での韓国商標の冒認出願が頻発しているものと分析される。

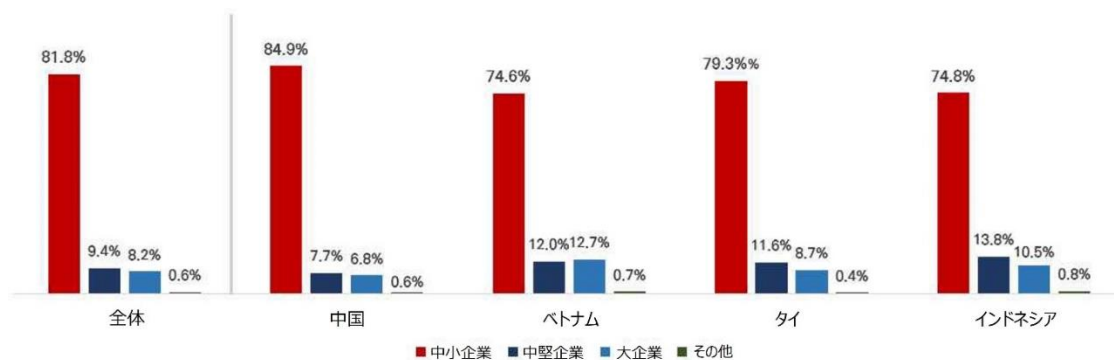
国別商標の海外冒認出願被害上位 5 大業種



【企業規模別海外における商標冒認出願被害現況】

企業の規模別から見る韓国商標の海外冒認出願被害は、中小企業が 81.8%と最も大きく、中堅企業の被害は 9.4%、大企業の被害は 8.2%の順となっている。

各国の企業規模別商標の海外冒認出願被害現況



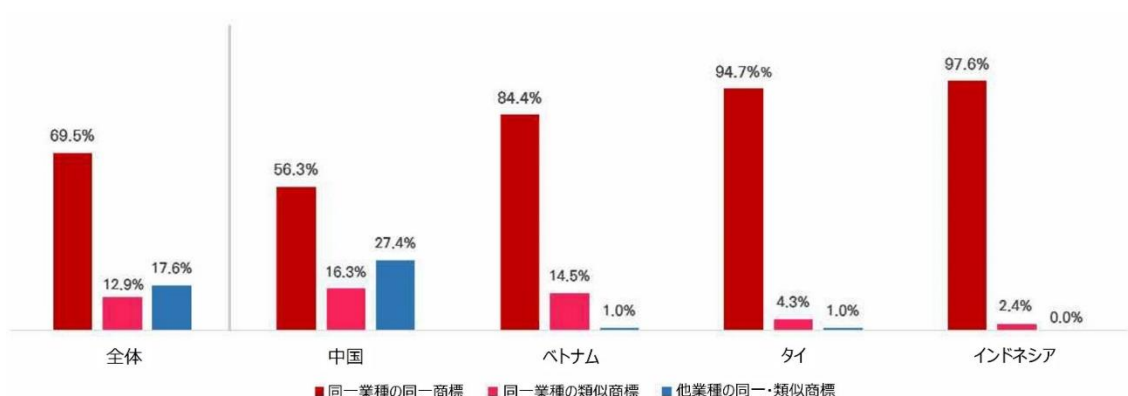
中小企業および中堅企業は、「化粧品」業種で海外での商標冒認出願被害がそれぞれ 18.2% および 27.3%と最も大きく、大企業は、「電子機器」業種で 24.7%と海外での商標冒認出願被害が最も多く発生していることが調査された。

【海外における商標冒認出願の類型】

海外での商標冒認出願の類型を分析したところ、元の韓国商標と同一の業種で同一の商標を冒認出願した場合は 69.5% (中国 56.3%、東南アジア地域 80%以上) と最も多かった。また、中国の場合、他業種で同一・類似商標を使用した場合も 27.4% と高い。

元の商標と異なる業種でも韓国商標の海外での商標冒認出願被害が発生する理由としては、韓国商標に対する認知度と信頼度が高く、他業種で出願しても韓国商標にただ乗りすることができるからだとみられる。

国別海外における商標冒認出願の類型の現況

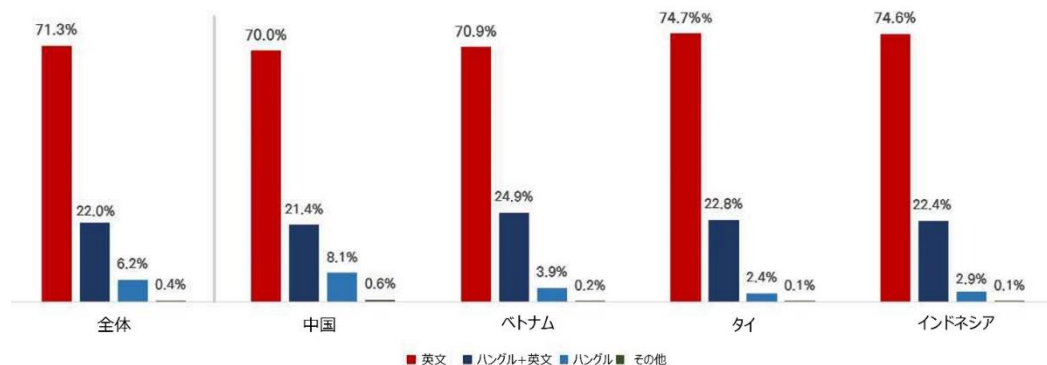


【冒認出願された韓国商標の海外商標構成言語】

海外で冒認出願された韓国商標は、「英文商標」が冒認出願被害商標全体のうち 70%以上と最も高いが、「英文・ハングル併記商標」や「ハングル商標」などハングルを含む商標の被害も 25%以上と高い割合を占めている。

ハングルを含む商標の被害も大きい理由としては、中国・東南アジア諸国ともにハングルが図形として認識され、商標冒認出願の疑いを回避しやすい点が影響したものとみられる。

国別冒認出願された商標構成言語の現況



【政府支援の現況および今後の計画】

特許庁は、韓国企業の海外冒認出願情報収集の対象国を、2017年中国をはじめにベトナム・タイ・インドネシアに続いて2023年シンガポールまで拡大し実施しており、個々の被害企業に対しては、情報収集の結果だけでなくリスクレベル別※に応じてそれぞれの対応戦略情報と商標冒認出願対応戦略コンサルティングを提供することで韓国企業の被害救済に努めている。

※海外での商標冒認出願リスクレベル：懸念商標→リスク商標→ハイリスク商標

特許庁の産業財産紛争対応課長は、「中国および東南アジア地域で商標の冒認出願が継続して発生しているだけに、当該国で事前に商標権を確保することが重要だ」とし、「これから冒認出願頻発業種にあらかじめ情報を提供して被害を予防するなど、海外に進出している韓国企業に対する支援を強化していきたい」と述べた。

一方、詳細な調査結果および支援事業などに関する問い合わせは、韓国知的財産保護院（☎1600-8145、ARS3番、ipkoipa@koipa.re.kr）に連絡すればよい。

その他一般

5-1 上半期における韓国内特許出願約10.7万件、前年同期比4.1%増

韓国特許庁（2023.7.17.）

上半期における韓国企業の海外特許出願は約2.9万件、前年同期比25.5%増

米中覇権争いに伴う世界的な不確実性が増している中、今年上半期の韓国内特許出願が約10万7,000件を記録し、前年同期比4.1%伸びたことがわかった。また、新しい市場を先取りするための海外特許出願も前年同期比25.5%伸び、危機を機会にするための韓国企業の努力を示した。

【2023年上半期における韓国内特許出願は約10.7万件、半導体等主力産業分野で増加】
韓国特許庁は7月16日、2023年上半期に受け付けられた韓国内特許出願は計10万7,000件と、前年同期比4.1%伸びたと発表した。類型別には、大企業（+14.8）、中小企業（+4.8）、大学・公共研究機関（+14.1）からの出願が増加した一方、個人（-2.8）、外国人（-3.3）からの出願は減少した。技術分野別※には、半導体（4,406件、+16.2）、デジタル通信（情報伝送）（3,651件、+18.9）、電気機械・エネルギー（二次電池製造）（5,581件、+6.1）等の輸出主力産業を中心に増加し、電子商取引（仲介取引）（4,689件、-6.1）、輸送（電気自動車制御調整）（2,889件、-7.8）、有機精密化学（化粧品製剤）（1,865件、-7.0）等

の分野は減少した。韓国企業が世界的なサプライチェーンの再編過程を、危機ではなく機会と捉え、半導体・通信等先端産業分野を中心に緻密な特許戦略を策定した結果と分析される。

※技術分野別の統計は願書の技術分類期間が約2か月かかるため、2023年1～4月の累積基準

【2023年上半期における韓国企業の海外特許出願は前年同期比25.5%増加】

急変している国際情勢に合わせて新しい海外市場を先取りするための韓国企業の努力は、海外特許出願の動向から見て取れる。韓国企業が米国や中国等海外主要国に出願した特許件数（優先権証明書発行基準※※）は毎年着実に増加し、2023年上半期には29,271件と前年同期比25.5%増加した。

※（2021年6月）19,313件→（2022年6月）23,322件（+20.8）→（2023年6月）29,271件（+25.5）

※※海外出願のために韓国内特許に対し優先権証明書を発行した件数（海外直接出願を除く）

国別に見ると、米国が14,800件と約半分（50.6%）以上を占め、次いで中国8,827件（30.2%）、欧州2,118件（7.2%）の順である。前年同期比出願の伸び率で見ると、インドが1,795%と最も高く、台湾31.5%、中国29.8%、米国22.2%の順である。特に、今年に入って韓国企業のインド（1,042件、+1,795）、台湾（1,562件、+31.5）、ベトナム（128件、+24.3）など、第3国への海外特許出願が増え続けている。これと関連して関税庁が発表した国別貿易収支資料※を見ると、韓国最大の貿易黒字国は米国、2位がベトナムであり、インドは4番目の黒字国となっている。韓国の特許出願対象国が従来の米国、中国中心からインド、ベトナムなど第3国にまで拡大し、韓国の輸出対象国も特許出願と同じ方向に変化していることを示すものと分析される。

※米国（142億8,300万ドル）、ベトナム（99億4,200万ドル）、香港（70億7,400万ドル）、インド（44億5,500万ドル）、トルコ（33億1,600万ドル）（2023年1～5月の累積基準）

特許庁の産業財産情報局長は、「グローバル景気の不確実性が増しているにもかかわらず、先端半導体など輸出主力産業分野を中心に韓国企業の出願が伸びていることは非常に肯定的だ」とし、「海外市場で輸出企業の安定した活動を積極的に支援するため、海外現地の状況に応じたさまざまな支援政策の強化が必要だ」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム